

広島中央保健生協**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
居宅介護サービス等重要事項説明書****1. 事業者**

名 称	広島中央保健生活協同組合
所在地	広島市西区観音町 16 番 19 号
電話番号	082-292-3179
代表者氏名	代表理事 理事長 福山 慎二
設立年月	1955（昭和 30 年）年 8 月 16 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護）事業所
事業所の名称	コープ五日市ヘルパーステーション
事業者番号	3 4 1 0 2 0 2 9 9 2 号
事業所の所在地	広島市佐伯区千同一丁目 21 番 16 号
電話番号等	電話 082-943-6511 FAX 082-943-6510
メールアドレス	ituka-helper@hch.coop
管理者氏名	管理者 和田 直子
開設年月	2005（平成 17）年 10 月 1 日

3. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 土曜日午後、日曜日、国民の祝日、8 月 14・15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日までは休業
受付時間	月～金 8 時 30 分～17 時、 土 8 時 30 分～12 時 30 分
サービス提供時間帯	月～金 8 時 30 分～17 時、 土 8 時 30 分～12 時 30 分

4. 事業実施地域

広島市

5. 職員の体制

管理者 常勤 1 名

サービス提供責任者（介護福祉士）常勤 2 名

従事者（介護福祉士、1 級修了者、2 級修了者）常勤・非常勤 24 名

④ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行ない
ます。

(3) 給付単位数と利用者負担額（契約書第5条参照）

当事業所は、2016年6月より特定事業所加算Ⅱを算定しているため、合計単位数に10%加算されています。（切り捨て）

合計単位数に福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲが算定されます。（四捨五入）

居宅介護 34.7% 重度訪問介護 27.3%

上記サービスの利用に対して、提供した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの費用の1割（但し、市町村が定める月額負担上限の範囲内）をお支払いいただきます。

＜2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合＞

☆ 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

＜利用者負担額の上限等について＞

☆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業者が代理受領を行った介護給付費は、利用者に通知します。

(4) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）
- ② サービスにおけるホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）
- ③ 買い物援助の際、ヘルパーの車やバイクを利用して行う場合は、移動距離に応じて交通費を（移動距離km×20円）、公共交通機関を利用する際は、実費をご負担いただきます。

また、利用者のご都合で、お電話をかける場合、電話に係る実費の支払いをお願いします。

(5) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

お支払方法は、口座自動引き落とし又は現金支払いとなります。

(6) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当該基本料金の 100%

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(7) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、利用者相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する際の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

- ☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由により居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更をします。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 医療行為（ただし、介護職員による喀痰吸引等研修実地指導終了・登録者を除く） ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受 ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供 ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。） |
|---|

- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施の記録について

（1）サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

（2）利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 緊急時の対処方法

居宅介護又は重度訪問介護中、利用者様の心身に急激な変化が生じた場合や、ヘルパーがサービスを提供することが困難となった場合、以下のように対応いたします。

- ① 主治医への連絡や119への連絡をするとともに、あらかじめ指定される連絡先にも連絡いたします。
- ② また、状況に応じて職員が訪問し、対応いたします。
- ③ 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制としています。

連絡先 コープ五日市ヘルパーステーション

電話番号 082-943-6511

10. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 民医連医療・介護総合保険制度

補償の概要 対人・対物、管理下財物、人格権侵害、初期対応、経済損失等補償

11. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口 和田 直子＞

○受付時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時（土曜日は12時30分まで）

＜苦情解決責任者 和田 直子＞

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課	所在地 広島市中区国泰寺町1丁目6-34 電話番号 082-504-2841 F A X 082-504-2256 受付時間 8時30～17時15分
広島県社会福祉協議会 (福祉サービス運営適正化委員会)	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 F A X 082-250-6183 受付時間 9時～17時

12. 事業者からの契約解除

事業者は、利用者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者様又はそのご家族様が事業者やその従事者に対し、この契約を継続し難いほど重大な背信行為を行った場合
- (2) 利用者様又はそのご家族様からのセクシュアルハラスメント、強要、暴言・暴力行為等のハラスメント行為があった場合

13. 虐待防止に関する事項

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) その他虐待の防止のために必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとします。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 広島中央保健生活協同組合
所在地 広島市佐伯区千同一丁目21番16号
名 称 コープ五日市ヘルパーステーション

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

☐上記代理人

☐上記代筆者 住 所

氏 名

続 柄